

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(3)送付先情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	市域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す)
その必要性	番号法第7条第1項(指定及び通知)及び個人番号カード省令第7条(個人番号の通知)に基づき、個人番号通知書を個人番号の付番対象者に送付する必要がある。 また、通知カード所持者にあつては、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされている。 機構は、個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき、これらの事務を実施する。
④記録される項目	[50項目以上100項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 (個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報)
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 個人番号カードの券面記載事項として、法令に規定された項目を記録する必要がある。 ・その他(個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報) 機構に対し、個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を機構が行うために、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年7月25日
⑥事務担当部署	企画総務局区政課、各区市民部市民課及び出張所

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他の市町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input checked="" type="checkbox"/> その他 (自部署)	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (既存住基システム)	
③入手の時期・頻度	個人番号通知書に係る送付先情報は、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度入手する。	
④入手に係る妥当性	送付先情報の提供手段として住基ネットを用いるため、市町村CSにデータを格納する必要がある。また、提供手段として電子記録媒体を用いる場合には、暗号化の機能を備える市町村CSにおいて電子記録媒体を暗号化した後に提供する必要がある。	
⑤本人への明示	個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)	
⑥使用目的 ※	個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	
	変更の妥当性	—
⑦使用の主体	使用部署 ※	企画総務局区政課、各区市民部市民課及び出張所
	使用者数	<input type="checkbox"/> 100人以上500人未満] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※	・既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づいて行う機構に対し提供する(既存住基システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。	
	情報の突合 ※	入手した送付先情報に含まれる4情報等の変更の有無を確認する(最新の4情報等であることを確認する。)ため、機構(全国サーバ)が保有する「機構保存本人確認情報」との情報の突合を行う。
	情報の統計分析 ※	送付先情報ファイルに記録される個人情報を用いた統計分析は行わない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	該当なし
⑨使用開始日	平成27年10月5日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	
委託の有無 ※	[委託する] <input type="checkbox"/> (1) 件 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない
委託事項1	住基ネットの運用保守業務
①委託内容	住基ネットの運用保守業務を実施するため、特定個人情報ファイルの取扱いを委託する。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体] <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※	市域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者(以下「消除者」という。)を含む。
その妥当性	システム障害・異常発生時の対応においては、実際のデータを確認して障害の原因を特定することが想定され、そのためにはシステムに知見を有する業者に取扱いを委託することが必要であるため。
③委託先における取扱者数	[10人未満] <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (システムの直接操作)
⑤委託先名の確認方法	本市ホームページの調達情報公開システムにより、委託先名を公表している。
⑥委託先名	NECキャピタルソリューション株式会社中国支店
再委託	⑦再委託の有無 ※
⑧再委託の許諾方法	[再委託する] <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
⑨再委託事項	業務のシステム企画(基本計画)、履行責任とシステム全体の稼働責任、契約期間中の保守
⑧再委託の許諾方法	委託契約書において、「契約の履行の全部又は一部を第三者に請け負わせ、若しくは委任してはならない。ただし、この契約の履行の一部を第三者に請け負わせ、又は委任しようとするときは、あらかじめ書面により契約担当者の承諾を得なければならない。」としており、委託事業者から再委託承諾申請書の提出があり、内容を審査したところ適正であると認められたため、承諾している。

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input type="radio"/>] 提供を行っている (1) 件 [] 移転を行っている () 件 [] 行っていない
提供先1	地方公共団体情報システム機構(機構)
①法令上の根拠	個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)
②提供先における用途	個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき個人番号通知書及び交付申請書を印刷し、送付する。
③提供する情報	「2. ④記録される項目」と同じ。
④提供する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input type="radio"/>] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)
⑦時期・頻度	個人番号通知書に係る送付先情報は、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度提供する。

6. 特定個人情報の保管・消去

①保管場所 ※	<p>＜既存住基システムにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報は本市データセンター内に設置したサーバーのデータベース内に保管する。 ・データセンターでは、以下の3か所の入口において入退管理を行う。 <ol style="list-style-type: none"> 1.データセンター入口のセキュリティゲート 2.サーバー室入口の電子錠 3.サーバー室内サーバー設置場所入口の電子錠 <p>上記1及び2においては、ICカードでの認証を行い、3においてはICカード、パスワード及び生体認証(指紋)の三要素での認証を行っている。なお、ICカードは、事前に申請を受けて、入室を許可した者に対して個人ごとに貸与している。</p> <p>また、入室を許可されない者が入室を許可された者に追従して不正に侵入すること(共連れ)を防止するため、データセンター入口のセキュリティゲートでは有人監視を実施するほか、重要な区画の入口には監視カメラを設置している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーバーは事務で使用するシステムごとのサーバーラック内に設置され、それぞれ施錠される。サーバーラックの鍵は事前にサーバーの使用許可を得た者以外の者が開錠することはできない。 ・データセンター内(サーバー室内を含む)には監視カメラを設置するほか、24時間365日警備員が常駐し、定期的に巡回を行う。 ・データセンターから情報記録媒体の持ち出しを行う場合、事前に本市担当職員が押印した情報記録媒体等持出承認書をデータセンターに持参し、退館する際に警備員に提出することとしている。 ・データセンターから退館する際、警備員による手荷物検査を行い、情報記録媒体等持出承認書に記載のない情報記録媒体を保持していた場合、データセンターからの持ち出しはできない。 ・特定個人情報を含むサーバー内のデータのバックアップテープはデータセンター内の耐火金庫に保管されるほか、大規模災害時の復旧に備えてデータセンターから300km以上離れた場所に分散保管される。 <p>＜住民基本台帳ネットワークシステムにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報は本市庁舎内のサーバー室に設置したサーバーのデータベース内に保管する。 ・サーバー室は施錠され、入室室管理者から事前に許可を得て入室するための鍵を貸与されている者のみが入室を行うことができる。なお、入室者の識別を行うために、名札の着用を義務付けている。 ・サーバーはサーバーラック内に設置され、施錠されている。サーバーラックの鍵は事前にサーバーの使用許可を得た者以外の者が開錠することはできない。 ・サーバー室内への関係者以外の無断侵入及び室内の異常が無いかの日次点検を市職員が実施している。 ・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証(ログイン)及びログの監視を実施している。 																	
②保管期間	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: middle;">期間</td> <td style="width: 75%; padding: 5px;"> <div style="text-align: center;"> <p>＜選択肢＞</p> <table style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 0 10px;">1) 1年未満</td> <td style="padding: 0 10px;">2) 1年</td> <td style="padding: 0 10px;">3) 2年</td> </tr> <tr> <td style="padding: 0 10px;">4) 3年</td> <td style="padding: 0 10px;">5) 4年</td> <td style="padding: 0 10px;">6) 5年</td> </tr> <tr> <td style="padding: 0 10px;">7) 6年以上10年未満</td> <td style="padding: 0 10px;">8) 10年以上20年未満</td> <td style="padding: 0 10px;">9) 20年以上</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="padding: 0 10px;">10) 定められていない</td> </tr> </table> </div> </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top; padding: 5px;">③消去方法</td> <td style="padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">[1年未満]</p> <p>送付先情報は機構への提供のみに用いられ、また、送付後の変更は行わないことから、セキュリティ上、速やかに削除することが望ましいため。</p> <p>保存期間が到来した送付先情報は、機構より指定された方法により、システム上、一括して消去する仕組みとする。</p> </td> </tr> </table>		期間	<div style="text-align: center;"> <p>＜選択肢＞</p> <table style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 0 10px;">1) 1年未満</td> <td style="padding: 0 10px;">2) 1年</td> <td style="padding: 0 10px;">3) 2年</td> </tr> <tr> <td style="padding: 0 10px;">4) 3年</td> <td style="padding: 0 10px;">5) 4年</td> <td style="padding: 0 10px;">6) 5年</td> </tr> <tr> <td style="padding: 0 10px;">7) 6年以上10年未満</td> <td style="padding: 0 10px;">8) 10年以上20年未満</td> <td style="padding: 0 10px;">9) 20年以上</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="padding: 0 10px;">10) 定められていない</td> </tr> </table> </div>	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない			③消去方法	<p style="text-align: center;">[1年未満]</p> <p>送付先情報は機構への提供のみに用いられ、また、送付後の変更は行わないことから、セキュリティ上、速やかに削除することが望ましいため。</p> <p>保存期間が到来した送付先情報は、機構より指定された方法により、システム上、一括して消去する仕組みとする。</p>
	期間	<div style="text-align: center;"> <p>＜選択肢＞</p> <table style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 0 10px;">1) 1年未満</td> <td style="padding: 0 10px;">2) 1年</td> <td style="padding: 0 10px;">3) 2年</td> </tr> <tr> <td style="padding: 0 10px;">4) 3年</td> <td style="padding: 0 10px;">5) 4年</td> <td style="padding: 0 10px;">6) 5年</td> </tr> <tr> <td style="padding: 0 10px;">7) 6年以上10年未満</td> <td style="padding: 0 10px;">8) 10年以上20年未満</td> <td style="padding: 0 10px;">9) 20年以上</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="padding: 0 10px;">10) 定められていない</td> </tr> </table> </div>	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない						
1) 1年未満	2) 1年	3) 2年																
4) 3年	5) 4年	6) 5年																
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上																
10) 定められていない																		
③消去方法	<p style="text-align: center;">[1年未満]</p> <p>送付先情報は機構への提供のみに用いられ、また、送付後の変更は行わないことから、セキュリティ上、速やかに削除することが望ましいため。</p> <p>保存期間が到来した送付先情報は、機構より指定された方法により、システム上、一括して消去する仕組みとする。</p>																	